

第8章 公害苦情

1. 概要

公害苦情には、典型7公害と言われる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する苦情をはじめ、近年においては一般家庭等から発生するカラオケやピアノ、ステレオなどの楽器音やクーラーの音、犬やニワトリの鳴き声等の生活・近隣騒音に関する苦情が増加し、心理的・感覚的な訴えが多くなっています。

これらは新興住宅地や商業地域で多く見られ、古くからの住宅地や農村地域にはあまり見られないことから、都市化が進み地域のコミュニケーションが少なくなったことが主な要因のようで、さらに高齢化により日中も自宅で過ごす住民が増加してきたことも一因のようです。

これらの生活・近隣騒音などに対しては、現行の公害関係法令による規制等がないことから、市では当事者間の話し合いによって円満解決するよう指導しています。

表8-1 業種別の苦情発生件数

(平成24年度)

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
製造業				1			4		5
建設業				4	2			1	7
農業							2		2
鉱業									
卸売・小売業, 飲食店				3			1		4
運輸・通信業				4					4
サービス業				2			3		5
事務所							2		2
道路					4				4
空地							2	2	4
家庭生活	1			4			7	1	13
その他		1		4			1	1	7
不明				1			2		3
合計	1	1	0	23	6	0	24	5	60

2. 現 況

平成24年度における苦情件数は60件で、そのうち典型7公害に関する苦情は55件で全苦情に占める割合は92%です。これを公害の種類で見ると悪臭が24件(40%)で最も多く、次いで騒音が23件(38%)となり、業種別の発生件数を表8-1に、公害苦情件数の経年変化を表8-2に示します。

なお、本年度は公害対策担当が放射能対策室と兼任となり、福島第一原発事故に伴う放射能に関する苦情が公害苦情を圧倒的に上回りました。これに伴い、公害苦情の相談内容や処理業務も平年とは大幅に異なりましたが、放射能に関する苦情はその他からも除外して集計しています。

表8-2 苦情件数の経年変化

年度 種類別	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
大気汚染	11	17	17	5	6	6	9	5	2	1
水質汚濁	2	2	3	2	5	4	2	0	1	1
土壌汚染	2	0	1	0	0	1	6	2	1	0
騒音	22	28	24	15	10	17	22	23	13	23
振動	3	8	3	5	2	4	1	2	0	6
地盤沈下	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
悪臭	7	7	13	14	19	11	13	15	8	24
計	48	62	61	41	43	43	53	47	25	55
その他	4	2	14	8	6	3	11	1	2	5
合計	52	64	75	49	49	46	64	48	27	60

3. 対 策

本市においては公害紛争処理法第49条及び我孫子市環境条例第53条の規定により「公害苦情相談員」を置き、市民からの苦情相談を受け処理に必要な調査、指導、助言及び関係行政機関への通知等を行い、複雑・多様化する公害苦情に対処しています。